

令和4年9月28日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年9月26日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する 条例関連の新旧対照表……………	1
2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 ……	2

1 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例関連の新旧対照表

神奈川県監査委員に関する条例（昭和 36 年神奈川県条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

改 正	現 行
(告示及び公表)	(告示及び公表)
第 5 条 法令の規定に基づく委員の告示は神奈川県公報への登載により、法令の規定に基づく委員の公表はインターネットの利用その他の方法により行う。	第 5 条 法令の規定に基づいて行うものとされている委員の告示及び公表は、神奈川県公報に登載して行う。この場合において、地方自治法第 75 条第 2 項及び第 3 項並びに第 252 条の 39 第 3 項及び第 13 項の規定に基づく公表は、住民の見やすい方法で委員が適当と認めるものを併せて行わなければならない。

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年神奈川県条例第 11 号）新旧対照表（第 2 条関係）

改 正	現 行
第 5 条 前条の規定による公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法</u> により行うものとする。	第 5 条 前条の規定による公表は、 <u>神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法</u> により行うものとする。

神奈川県財政状況の公表に関する条例（昭和 23 年神奈川県条例第 30 号）新旧対照表（第 3 条関係）

改 正	現 行
第 4 条 財政状況の公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法</u> によりこれを行う。 (削除)	第 4 条 財政状況の公表は、 <u>神奈川県公報</u> によりこれを行う。 前項の神奈川県公報は、その発行の日から 6 箇月間、何人も知事の指定した場所において、 <u>その閲覧を請求することができる。</u>
(削除)	前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は知事がこれを定める。

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第22条の2 (略) (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用の申告)</p> <p>第22条の3 (略) 2 (略) 3 <u>第25条第1項本文に規定する申告書又は報告書を提出する者で法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項各号に掲げる事項を当該申告書又は報告書に記載してこれを提出することにより、法第73条の14第4項の規定による申告に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書又は報告書に前項に規定する書類を添えなければならない。</u></p> <p>第22条の4～第24条 (略) (不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出義務)</p> <p>第25条 不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書又は報告書を当該不動産の所在地を所管する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。<u>ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>法第73条の4から第73条の7までに規定する不動産の取得（次に掲げるものを除く。）をした者は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該不動産の取得をした日から10日以内に同項本文に規定する申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第73条の7第1号に規定する相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を除く。）による不動産の取得</u></p> <p>(2) <u>法第73条の7第2号に規定する法人の合併による不動産の取得</u></p>	<p>第1条～第22条の2 (略) (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用の申告)</p> <p>第22条の3 (略) 2 (略) 3 <u>第25条第1項</u>に規定する申告書又は報告書を提出する者で法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項各号に掲げる事項を当該申告書又は報告書に記載してこれを提出することにより、法第73条の14第4項の規定による申告に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書又は報告書に前項に規定する書類を添えなければならない。</p> <p>第22条の4～第24条 (略) (不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出義務)</p> <p>第25条 不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書又は報告書を当該不動産の所在地を所管する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p>

改 正	現 行
<p>3 <u>前項に定めるもののほか、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認める場合は、第1項ただし書の規定にかかわらず、不動産を取得した者に、同項本文に規定する申告書又は報告書を提出させることができる。</u></p> <p>4 _____法第73条の2第4項から第6項までの規定により不動産取得税を課される家屋を取得した者は、<u>当該家屋を取得した日から10日以内に規則で定める明細書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>5 (略) (固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第26条 市町村長は、<u>法第73条の18第4項</u>の規定により送付し、又は通知する場合は、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産について増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及び当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を<u>併せて</u> 知事に通知するものとする。 (住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用の申告) 第26条の2 (略) 2・3 (略) 4 第25条第1項本文に規定する申告書又は報告書を提出する者で法第73条の24第1項から第3項までのいずれかの規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項各号に掲げる事項を当該申告書又は報告書に記載してこれを提出することにより、法第73条の24第5項の規定による申告に代えることができる。この場合において、同条第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書又は報告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 (1)・(2) (略) (不動産取得税の徴収猶予の申請) 第27条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)</p>	<p>(追加)</p> <p>2 前項の場合において、法第73条の2第4項から第6項までの規定により不動産取得税を課される家屋を取得した者は、_____規則で定める明細書を添えなければ_____ならない。</p> <p>3 (略) (固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第26条 市町村長は、<u>法第73条の18第3項</u>の規定により送付し、又は通知する場合は、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産について増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及び当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を<u>あわせて</u>知事に通知するものとする。 (住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用の申告) 第26条の2 (略) 2・3 (略) 4 第25条第1項_____に規定する申告書又は報告書を提出する者で法第73条の24第1項から第3項までのいずれかの規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項各号に掲げる事項を当該申告書又は報告書に記載してこれを提出することにより、法第73条の24第5項の規定による申告に代えることができる。この場合において、同条第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書又は報告書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 (1)・(2) (略) (不動産取得税の徴収猶予の申請) 第27条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)</p>

改 正	現 行
<p>量車基準（次項第1号並びに附則第37項第4号及び第38項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）<u>第151条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ（3）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>35～46 (略)</p>	<p>量車基準（次項第1号並びに附則第37項第4号及び第38項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）<u>第147条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ（3）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>35～46 (略)</p>

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号）新旧対照表
 <附則第3項関係>

改 正	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (課税免除の届出)</p> <p>第5条 前3条の規定の適用を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、これらの規定の適用があるべき旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不動産取得税 第3条の規定により不動産取得税を課さないこととされる家屋又は土地の取得をした日から10日以内</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (課税免除の届出)</p> <p>第5条 前3条の規定の適用を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、これらの規定の適用があるべき旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不動産取得税 第3条の規定により不動産取得税を課さないこととされる家屋又は土地の取得に係る神奈川県県税条例第25条第1項に規定する申告書又は報告書の提出期限</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6条 (略)</p>